

未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ 第二次提言

(令和5年4月27日教育未来創造会議)

- ① 学習支援、相談体制の充実など、留学生受入れの質の向上を図るために必要な対価の徴収としての授業料設定の柔軟化を図るとともに、現在の制度と整合を図りつつ留学生の定員管理を弾力化する。
- ② 海外分校の設置促進に向けた国内制度等見直し等を通じて、国内大学等の海外分校設置に係る環境整備を推進する。

➤ **国立大学等の授業料その他の費用に関する省令を改正し、令和6年度から施行する方向で検討中。**

① 外国人留学生の授業料等の設定の柔軟化

国立大学法人は、当該法人が設置する大学又は専修学校（専門課程）における外国人留学生（留学の在留資格を有する者。以下同じ。）の受入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、標準額に関わらず、外国人留学生の授業料等を設定できることとする。

② 海外分校における授業料等の設定の柔軟化

国立大学法人は、外国に国立大学の学部等を設ける場合は、標準額に関わらず、当該学部等が所在する外国の他の大学の授業料その他の事情を考慮して、授業料等を設定できることとする。

(※) その他、国立大学附属幼保連携型認定こども園の授業料等の標準額を新設する。

➤ 「留学生の定員管理の弾力化」についても、提言を踏まえ現在検討中。